

ふかわ・くにくさ訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団あと会が開設するふかわ・くにくさ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護（介護予防訪問看護）の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態（介護予防訪問看護にあたっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| （1）名称 | ふかわ・くにくさ訪問看護ステーション |
| （2）開設年月日 | 平成16年10月1日（介護予防）平成22年5月1日 |
| （3）所在地 | 広島県広島市安佐北区上深川町186番地1 |
| （4）電話番号 | 082-840-1222 FAX 番号 082-840-3666 |
| （5）管理者名 | 下河内 俊恵 |
| （6）介護保険事業所番号 | 3460290426 |

（従業者の職種、員数）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------|
| （1）管理者 | 1名（常勤） |
| （2）看護職員 | 看護師常勤兼務 1名（管理者と兼務） |
| | 看護師常勤 1名 |
| | 看護師非常勤 1名 |
| | 看護師非常勤 3名（併設老健施設と兼務） |
| | 准看護師非常勤 1名（併設老健施設と兼務） |
| （3）理学療法士等 | 理学療法士非常勤 1名（併設老健施設と兼務） |
| | 作業療法士非常勤 1名（併設老健施設と兼務） |

（従業員の職務内容）

第5条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は、事業所の従業者の総括管理、及び指定訪問看護（介護予防訪問看護）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たるものとする。
- （2）看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- （3）理学療法士等は、訪問看護計画及び訪問看護報告書中のリハビリに関し、要介護者等の日常生活の維持、向上を目指す。

（代理及び代決）

第6条 管理者が事故等により職務を遂行できない場合は、看護師の資格を有する介護老人保健施設の副施設長がその職務を代理する。

- 2 前項の規定により管理者職務の代理をした者は、あらかじめ管理者が定めた事項のほか、必要と認める事項を管理者に報告しなければならない。

（職員の勤務条件）

第7条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団あと会の就業規則による。

（営業日及び営業時間）

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし祝祭日、8月13日から8月16日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 8時30分から17時30分までとする。ただし土曜日は、8時30分から12時30分までとする。
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第9条 指定訪問看護（介護予防訪問看護）の内容は次の通りとする。

- （1）病状・障害の観察
- （2）清拭・洗髪等による清潔の保持
- （3）食事および排泄等日常生活の世話
- （4）褥瘡の予防・処置
- （5）リハビリテーション

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 基本時間外利用料、通常の事業の実施地域外の場合は交通費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 利用料の徴収に当たっては、明細を付した領収書を発行する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

広島市安佐北区、広島市東区。但し広島市東区は福田、馬木地区を通常の事業の実施地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 看護職員等は、訪問看護（介護予防訪問看護）を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。ただし在宅死希望の利用者は家族と相談の上、その旨を主治医に連絡する。

2 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 職員は職務内容の充実と向上を図るために、月1回の職員会議に出席するものとする。
- (2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(4) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、この法人が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族および市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。

2 指定訪問看護ステーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団あと会の理事会において定める

ものとする。

附 則

この運営規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 16 年 11 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 22 年 5 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 22 年 6 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 23 年 1 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 26 年 3 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 28 年 3 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 28 年 8 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、平成 29 年 2 月 1 日から一部改正とする。

この運営規程は、令和 1 年 9 月 1 日から一部改正とする。